

大東市コミュニティバス車両広告の掲載等に関する要綱

〔平成20年6月23日〕
〔要綱第59号〕

改正 平成20年 9月19日 要綱第75号 平成26年 2月19日 要綱第6号

令和 元年 9月27日 要綱第34号

（目的）

第1条 この要綱は、大東市コミュニティバス車両広告（以下「バス広告」という。）の掲載等に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（掲載等の内容）

第2条 次の各号のいずれかに該当するバス広告は、コミュニティバスに掲載等はしない。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの
- (5) 児童又は青少年の育成に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (6) 政治、宗教又は思想に関する主張、批判等を内容とするもの
- (7) 誹謗又は中傷を内容とするもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現を用いているもの
- (9) 社会問題についての意見広告その他主義主張の宣伝に関するもの又は名刺広告その他個人の宣伝に関するもの
- (10) 公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを内容とするもの
- (11) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長がコミュニティバスに掲載等をするのが適当でないと認めるもの

（事業者等の範囲）

第3条 市長は、バス広告を行う業種又は事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

バス広告の掲載等をしない。

- (1) 法令に違反しているもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの
 - (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
 - (5) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (6) 本市に納付すべき市民税、固定資産税又は都市計画税に滞納（広告掲載等をしようとする前年度分に限る。）のあるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がバス広告の掲載等を行うことが適当でないと認めるもの
- （広告の取扱業者）

第4条 市長は、コミュニティバスの運行に関する事業の委託を受けたもの（以下「バス運行業者」という。）又はバス運行業者と契約を締結した広告代理業を営むもの（以下「広告取扱業者」という。）に取り扱わせるものとする。

（掲載等の申込み）

第5条 バス広告に掲載等をしようとする者は、市長に対しバス広告掲載申込書（様式第1号）によりバス運行業者又は広告取扱業者を経由して、市長に申込みをしなければならない。

（掲載等の決定）

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、掲載等の可否を決定し、その旨をバス広告掲載決定通知書（様式第2号）によりバス運行業者又は広告取扱業者を経由して、当該申込みを行った者に通知するものとする。

（掲載等の規格及び金額）

第7条 バス広告の掲載等の規格及び金額は、別表に掲げるとおりとする。

2 広告主は、別表に規定する金額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額を加えた額を広告掲載等料金として、バス運行業者に支払うものとする。この場合において、広告掲載等料金のほかに発生する費用については、広告主の負担とする。

3 前項の広告掲載等料金は、バス運行業者から請求のあった日から10日以内に支払わなければならない。

(掲載等の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中にかかわらず、広告主又は広告取扱業者に通知することなく広告の掲載等を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載等料金の納附がなかったとき。

(2) 法令に違反し、若しくは抵触するおそれがあるとき、又はこの要綱に違反するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がバス広告の掲載等に支障があると認めたとき。

(広告主の責任等)

第9条 バス広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 バス広告の原稿作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載等の権利を他に譲渡することができない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、バス広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に規定する申込み、決定その他事業の実施に関する事前手続に係る行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成20年要綱第75号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年要綱第6号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

媒体名	規格	取扱基準	広告物の材質	期間	金額
中吊りポスター	タテ ヨコ 36.4cm×51.5cm	1両に2枚までの掲出 ※おそめ・久松車両にあつては、1両に9枚までの掲出	鉄道のポスターと同様のもの	7日	1枚当たり 600円
後部ウィンドステッカー ※おそめ・久松車両のみ	タテ ヨコ 18cm×100cm	1両に1枚の掲出	軟質フィルム	1か月	1枚当たり 1,500円
窓貼り内向きステッカー	タテ ヨコ 15cm×50cm	1両に4枚までの掲出	軟質透明フィルム	1か月	1枚当たり 400円
窓貼り外向きステッカー	タテ ヨコ 20cm×50cm	1両に5枚を一式とした掲出	軟質フィルム	1か月	5枚当たり 1,720円
外側板	タテ ヨコ 45cm×200cm	ボディ右側に1枚掲出	厚さ1mmの鉄板又はアルミ板	1か月	1枚当たり 5,800円
帯後板	タテ ヨコ 30cm×120cm	ボディ後部に1枚の掲出	厚さ1mmの鉄板又はアルミ板	1か月	1枚当たり 3,100円
放送による広告		片道1運行につき1回放送	音声合成	12か月	市長が別に定める額

様式第1号（第5条関係）

バス広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申込者）住所

氏名

電話

大東市コミュニティバス車両広告の掲載等に関する要綱第5条の規定により、下記のとおりバス広告の掲載等を申し込みます。

記

バス広告の表題	
バス広告掲載等 内容及び図案	別紙のとおり
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載希望箇所	
規 格	

※ 法人その他の団体にあつては、主たる事業所等の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 法人及び代表者ともに大東市税の滞納があれば掲載等はできません。

様式第2号（第6条関係）

バス広告掲載決定通知書

年 月 日

様

大東市長

バス広告の掲載等に係る申込みについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の内容	<ul style="list-style-type: none">・掲載する・掲載しない (理由)
-------	---

(以下掲載する場合)

バス広告の表題	
バス広告掲載等 内容及び図案	別紙のとおり
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載等希望箇所	
規 格	
条 件	